

広島県訓令第十二号

本 庁  
地 方  
機 関

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の勤務時間等に関する訓令（昭和二十七年広島県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第八条の二 職員は、条例第十四条の二に規定する介護時間の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、介護の内容及び期間を明らかにして請求しなければならない。

2 前項に規定する介護時間の承認の請求は、別記様式第五号による休暇簿によつて行わなければならない。

第九条第一項中「別記様式第五号」を「別記様式第六号」に改める。

第十条第二項中「別記様式第六号」を「別記様式第七号」に改める。

第十一条第三項中「第一号介護休暇の承認の請求」の下に「、第八条の二第二項の規定による介護時間の承認の請求」を加える。

別記様式第一号を次のように改める。





別記様式第三号及び別記様式第四号を次のように改める。

様式第3号（第8条関係）

休 暇 簿

（第1号介護休暇用）

決 裁							出勤簿 整理印	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 延長取得 <input type="checkbox"/> 短縮取得 <input type="checkbox"/> 再取得 <input type="checkbox"/> 変更	
指定を 希望す る期間 等	期 間		時 間		月日数	職 名	氏 名		
	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分～ 時 分	月 日	月 日		(印)		
要介護 者に関 する事 項	氏 名	-----			要介護者の状 態及び具体的 な介護の内容 (変更の場合、 その事由)				
	続 柄	-----							
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居	介護が必要となつた時期 年 月 日					
既指定 済期間	年 月 日	月日数	年 月 日	月日数	年 月 日	月日数	通算月日		
	自 年 月 日 至 年 月 日	月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	月 日	月 日		

（取消欄）

期 間	休暇の承認を 取り消された時間		所属長 (印)	勤務時間 管理員 (印)	事 由
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			

備考 地方機関にあつては、決裁欄は適宜区分するものとする。

様式第4号（第8条関係）

休 暇 簿  
(第2号介護休暇用)

決 裁							出勤簿 整理印	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 延長取得
請求の 期間等	期 間			年月数	職 名	氏 名		
	自 年 月 日 至 年 月 日			年 月		(印)		
要介護 者に関 する事 項	氏 名				要介護者の状態及 び具体的な介護の 内容			
	続 柄							
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居						
	介護が必要となつた時期							
	年 月 日		月日数	年 月 日		月日数	年 月 日	
第1号 介護休 暇承認 済指定 期 間	自 年 月 日		月	自 年 月 日		月	自 年 月 日	
	至 年 月 日		日	至 年 月 日		日	至 年 月 日	

決 裁							出勤簿 整理印	承 認 取 消
取消の 期間	年 月 日			年月日数	職 名	氏 名		
	自 年 月 日 至 年 月 日			年 月 日		(印)		
事由								

(第2号介護休暇を受けたことがある場合は下欄に記入すること。)

年 月 日	年月日数	年 月 日	年月日数	年 月 日	年月日数
自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日
自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 地方機関にあつては、決裁欄は適宜区分するものとする。
- 2 事由を確認することのできる証明書類（診断書など）を添付すること。



様式第5号（第8条の2関係）

休 暇 簿  
(介護時間用)

決 裁							出勤簿 整理印	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input type="checkbox"/> 変 更
請求の 期間等	期 間		時 間	月日数	職 名	氏 名		
	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分～ 時 分	月 日 月 日		(印)		
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで								
要介護者に関する事項	氏 名			要介護者の状態及び具体的な介護の内容 (変更の場合、その事由)				
	続 柄							
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居						
	介護が必要となった時期 年 月 日							

(取消欄)

期 間	介護時間の承認を取り消された時間		所属長 (印)	勤務時間 管理員 (印)	事 由
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			
	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分			

備考 地方機関にあつては、決裁欄は適宜区分するものとする。



## 附 則

- 1 この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 改正前の職員の勤務時間等に関する訓令（以下「勤務時間等訓令」という。）による様式により作成された用紙でこの訓令の施行の際現に使用中及び保管中のものは、改正後の勤務時間等訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。
- 3 改正後の勤務時間等訓令第十一条第一項に規定するシステム利用者（同条第三項に規定する勤務の態様及びシステムの利用環境を考慮して別に定める職員を除く。）に係る介護時間の承認の請求については、同条第一項に規定するシステムにより当該請求を行うことができるようになるまでの間、同条第三項の規定にかかわらず、改正後の勤務時間等訓令別記様式第五号による休暇簿により行うものとする。